あいち造形デザイン専門学校　学則

第１章　総　　則

（名　称）

第１条　この専修学校は、あいち造形デザイン専門学校（以下「本校」という。）という。

（位　置）

第２条　本校は、名古屋市千種区今池四丁目１０番７号に置く。

（目　的）

第３条　本校は、教育基本法の精神に則り、学校教育法に従い、商業・工業デザイナーとして必要な基礎知識及び専門知識を充分に教授し、豊かな応用創造力ある専門技能者を育成する総合教育を行うことを目的とする。

第２章　課程、学科、修業年限及び定員並びに休業日

（課程、学科、修業年限及び定員）

第４条　本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜	修業年限	入学定員	総定員	備考
文化教養専門課程	デザイン学科	昼	２年	８０人	１６０人	
	クリエイティブ学科	昼	２年	１２０人	２４０人	
	研究科	昼	１年	３０人	３０人	
	小計			２３０人	４３０人	
文化教養高等課程	デザイン科	昼	３年	１２０人	３６０人	
	小計			１２０人	３６０人	

（学年・学期）

第５条　本校の学年は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

２．学期は次のとおりとする。

（１）文化教養専門課程

前　期　４月１日から９月３０日まで

後　期　１０月１日から翌年３月３１日まで

（２）文化教養高等課程

１学期　４月１日から８月３１日まで

２学期　９月１日から１２月３１日まで

３学期　１月１日から３月３１日まで

（休業日）

第６条　休業日は次のとおりとする。ただし、校長は必要があると認める場合には休業日を変更することができる。

（１）国民の祝日に関する法律に規定する休日

（２）土曜日・日曜日

（３）夏期　７月２１日から８月３１日まで

（４）冬期　１２月２５日から翌年１月１０日まで
（５）学年末　３月２５日から３月３１日まで

第 ３ 章　　教育課程、授業日数及び教職員組織

（教育課程及び授業日時数）
第 ７ 条　教育課程及び授業日時数は別表のとおりとする。
（始業及び終業時刻）
第 ８ 条　本校の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。
（１）文化教養専門課程　９時３０分から１６時４０分まで
（２）文化教養高等課程　９時から１５時３０分まで
（教職員組織）
第 ９ 条　本校教職員組織は、次のとおりとする。
（１）校　　長　　１名
（２）教　　員　　２１名以上
（３）事務職員　　２名以上
（４）校　　医　　１名

第 ４ 章　　入学・休学・復学及び退学

（入学資格）
第１０条　本校への入学資格は、次のとおりとする。
（１）専門課程研究科を除く専門課程は、高等学校卒業以上、又はこれと同等の資格があると認められた者
（２）専門課程研究科は専門学校２年課程卒業以上、又はこれと同等の資格があると認められた者
（３）高等課程は中学校卒業以上、又はこれと同等の資格があると認められた者
（入学時期）
第１１条　本校の入学時期は、４月１日とする。
（入学手続）
第１２条　本校の入学手続は、次のとおりとする。
（１）本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第１７条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出願しなければならない。
（２）前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
（３）本校に入学を許可された者は、指定期日までに第１７条に定める入学金を添えて手続をとらなければならない。
（休学及び復学）
第１３条　校長は疾病その他やむを得ない理由により引き続き４０日以上欠席を要すると認められる者が休学を願い出た場合には、１年以内に限り休学を許可することができる。
２．校長は教育上必要と認めた場合には、１年以内に限り休学を命ずることができる。
３．前２項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を得て復学することができる。

（退　学）

第１４条　退学しようとする者は、その理由を付して保護者又は保証人連署の上願い出て、校長の許可を受けなければならない。

第 5 章　　教育課程の修了の認定

（認定基準）

第１５条　教育課程の修了又は卒業は、所定の課程を修了し、試験等に合格した者について、平素の成績及び性行を斟酌して認める。

（証書の授与）

第１６条　校長は所定の全課程を修了したと認めた者には、次の卒業証書を授与する。

（１）文化教養専門課程デザイン学科、文化教養専門課程クリエイティブ学科を修了した者には、職業実践専門課程　専門士（文化教養専門課程）の称号を授与し、別紙第１号様式の卒業証書を授与する。

（２）前号に定める学科以外を修了した者には、別紙第３号様式の卒業証書を授与する。

２．校長は必要に応じて別紙第４号様式の修了証書を与える。

第 6 章　　入学金・授業料等

（入学金、授業料等）

第１７条　本校の入学金、授業料等は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜	入学検定料(円)	入学金(円)	授業料:年額(円)	施設費:年額(円)
文化教養専門課程	デザイン学科	昼	20,000	170,000	830,000	150,000
	クリエイティブ学科	昼	20,000	170,000	830,000	150,000
	研究科	昼	20,000	100,000	530,000	150,000

課程名	学科名	昼夜	入学検定料(円)	入学金(円)	授業料:年額(円)	施設充実費(円)
文化教養高等課程	デザイン科	昼	15,000	180,000	396,000	60,000

２．（１）文化教養専門課程の授業料は、年２回に分けて各学期の始まる日までに納付するものとする。

（２）文化教養高等課程の授業料は、年４回に分けて指定期日までに納付するものとする。

３．文化教養高等課程の施設充実費は、入学時のみ納付するものとする。

４．授業料を期限内に納付しないときは、校長は遅滞なく期限を付して督促するものとする。

５．校長は前項の督促をしてもなお納付しない者には、特別の事情のある場合を除くほかその者を出席停止又は除籍することができる。

６．校長は特別の事情があると認めた者には、授業料等を減免することができる。

７．前各項（第２項～第６項）に定めるもののほか、授業料等の納入に関し必要な事項は、別に定める。

（返　還）

第１８条　既に納付した入学金・授業料等は返還しない。

ただし、特別な事由がある場合はこの限りではない。

第７章　賞　　罰

（ほう賞）

第１９条　校長は他の生徒の模範となる者をほう賞することができる。

（懲　戒）

第２０条　校長は次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることができる。

（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（２）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

（３）正当の理由なくして出席が常でない者

（４）本校の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者

第８章　寄　宿　舎

（寄宿舎）

第２１条　本校は寄宿舎を付置する。

２．寄宿舎に関する事項は校長が定める。

第９章　雑　　則

（雑　則）

第２２条　この学則の実施に関し、必要な細則は校長が定める。

附　　則

この学則は昭和５７年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は昭和５８年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は昭和５９年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は昭和５９年９月１日から施行する。

附　　則

この学則は昭和６０年１０月１日から施行する。

ただし、昭和６０年９月３０日現在在籍する者には、第１７条の授業料、施設費は従前のとおりとする。

附　　則

この学則は昭和６１年１０月１日から施行する。

ただし、昭和６１年９月３０日現在在籍する者には、第１７条の授業料は従前のとおりとする。

附　　則

この学則は昭和６２年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は昭和６３年４月１日から施行する。ただし、第１７条の授業料等については６３年度生から適用する。なお、昭和６３年３月３１日現在在籍する者には、第１７条の授業料等は従前のとおりとする。

附　　則

この学則は平成元年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は平成２年４月１日から施行する。ただし、第１７条の授業料については平成２年度生から適用する。なお、平成２年３月３１日現在在籍する者には、第１７条の授業料は従前のとおりとする。

附　　則

この学則は平成２年１１月５日から施行する。

附　　則

この学則は平成３年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は平成４年４月１日から施行する。ただし、第１７条の入学金、授業料等については平成４年度生から適用する。なお、平成４年３月３１日現在在籍する者には、第１７条の入学金、授業料等は従前のとおりとする。

附　　則

この学則は平成５年４月１日から施行する。ただし、第１７条の入学金、授業料等については平成５年度生から適用する。なお、平成５年３月３１日現在在籍する者には、第１７条の入学金、授業料等は従前のとおりとする。

附　　則

この学則は平成６年４月１日から施行する。ただし、第７条の教育課程及び授業日数表、第１７条の施設費については平成６年度生から適用する。なお、平成６年３月３１日現在在籍する者には、第７条の教育課程及び授業日数表、第１７条の施設費は従前のとおりとする。

附　　則

この学則は平成７年４月１日から施行する。ただし、第１７条の入学検定料については平成７年度生から適用する。

附　　則

この学則は平成７年３月１日から施行する。（第１５条、第１６条、別紙第１号様式、別紙第２号様式、別紙第３号様式）

附　　則

この学則は平成８年４月１日から施行する。ただし、第７条の教育課程及び授業日数表及び第１７条の授業料については平成８年度生から適用する。なお、平成８年３月３１日現在在籍する者には、第７条の教育課程及び授業日数表及び第１７条の授業料は従前のとおりとする。

附　　則

この学則は平成８年３月１２日から施行する。（第１６条）

附　　則

この学則は平成１０年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は平成１０年３月１日から施行する。（第１６条）

附　　則

この学則は平成１１年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は平成１２年３月１日から施行する。（第１６条 証書の授与）

附　　則

この学則は平成１２年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は平成１３年３月１日から施行する。（別紙第１号様式）

附　　則

この学則は平成１５年４月１日から施行する。ただし、第７条の教育課程及び授業日時数は平成１５年度生から適用し、平成１５年３月３１日現在在籍する者については従前のとおりとする。

附　　則

この学則は平成１６年４月１日から施行する。（第２条 位置）

附　　則

この学則は平成１７年４月１日から施行する。（第１条 名称、別紙第１号様式、別紙第２号様式、別紙第３号様式）　ただし、第４条、第１７条の学科名と第７条の教育課程及び授業日時数は平成１７年度生から適用し、平成１７年３月３１日現在在籍する者については従前のとおりとする。

附　　則

この学則は平成１８年３月１日から施行する。（第１６条 証書の授与）

附　　則

この学則は平成１８年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は平成１９年３月１日から施行する。（第１６条 証書の授与）

附　　則

この学則は平成１９年４月１日から施行する。ただし、第７条の教育課程及び授業日時数は平成１９年度生から適用し、平成１９年３月３１日現在在籍する者については従前のとおりとする。

附　　則

この学則は平成２０年３月１日から施行する。（第１６条 証書の授与）

附　　則

この学則は平成２０年４月１日から施行する。（第１３条 休学及び復学）　ただし、第７条の教育課程及び授業日時数は平成２０年度生から適用し、平成２０年３月３１日現在在籍する者については従前のとおりとする。

附　　則

この学則は平成２１年４月１日から施行する。ただし、第１７条の入学金、授業料等は平成

２１年度生から適用し、平成２１年３月３１日現在在籍する者については従前のとおりとする。

附　　則

この学則は平成２３年３月１日から施行する。（第１６条 証書の授与）

附　　則

この学則は平成２３年４月１日から施行する。ただし、第１７条の入学金、授業料等は平成２３年度生から適用し、平成２３年３月３１日現在在籍する者については従前のとおりとする。

附　　則

この学則は平成２４年４月１日から施行する。ただし、第７条の教育課程は平成２４年度生から適用し、平成２４年３月３１日現在在籍する者については従前のとおりとする。

附　　則

この学則は平成２５年４月１日から施行する。ただし、第７条の教育課程及び授業日時数等は平成２５年度生から適用し、平成２５年３月３１日現在在籍する者については従前のとおりとする。

附　　則

この学則は平成２６年３月１日から施行する。（第１６条 証書の授与）

附　　則

この学則は平成２６年４月１日から施行する。ただし、第１７条の入学金、授業料等は平成２６年度生から適用し、平成２６年３月３１日現在在籍する者については従前のとおりとする。

附　　則

この学則は平成２７年４月１日から施行する。ただし、第１７条の入学金、授業料等は平成２７年度生から適用し、平成２７年３月３１日現在在籍する者については従前のとおりとする。

附　　則

この学則は平成２８年３月１日から施行する。（第１６条 証書の授与）

附　　則

この学則は平成２８年４月１日から施行する。ただし、第１７条の入学金、授業料等は平成２８年度生から適用し、平成２８年３月３１日現在在籍する者については従前のとおりとする。

附　　則

この学則は平成２９年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は平成３０年４月１日から施行する。ただし、第７条の教育課程及び授業日時数等は平成３０年度生から適用し、平成３０年３月３１日現在在籍する者については従前のとおりとする。

附　　則

この学則は平成３１年３月１日から施行する。（第１６条 証書の授与）

附　　則

この学則は令和２年４月１日から施行する。ただし、第７条の教育課程及び授業日時数、第１７条の入学金、授業料等については令和２年度生から適用し、令和２年３月３１日現在在籍する者については従前のとおりとする。

附　　則

この学則は令和３年４月１日から施行する。ただし、第１７条の入学金、授業料等は令和３年度生から適用し、令和３年３月３１日現在在籍する者については従前のとおりとする。

附　　則

この学則は令和４年３月１日から施行する。（第１６条 証書の授与）

附　　則

この学則は令和４年４月１日から施行する。ただし、第７条の教育課程及び授業日時数、第１７条の入学金、授業料等については令和４年度生から適用し、令和４年３月３１日現在在籍する者については従前のとおりとする。

附　　則

この学則は令和５年４月１日から施行する。ただし、第１７条の入学金、授業料等は令和５年度生から適用し、令和５年３月３１日現在在籍する者については従前のとおりとする。

附　　則

この学則は令和６年４月１日から施行する。（第１６条 証書の授与）

別紙第一号様式

割印

第　　号

校印

卒　業　証　書

氏　　名
生　年　月　日

本校　職業実践専門課程（平成２５年文部科学省告示第１３３号）専門士（文化教養専門課程）○○○○○○科○年の所定の課程を修めたので卒業証書を授与する

年　月　日

あいち造形デザイン専門学校　校長　○ ○ ○ ○ 印

別紙第二号様式

割印

第　　号

校印

卒　業　証　書

氏　　名
生　年　月　日

本校　専門課程○○○○○○科○年の所定の課程を修めたので卒業証書を授与し、文部科学大臣による告示(平成６年文部省告示第８４号)により、専門士(○○○○専門課程)の称号を得たことを証する

年　月　日

あいち造形デザイン専門学校　○ ○ ○ ○ 印

別紙第三号様式

割印

第　　号

校印

卒　業　証　書

氏　　名
生　年　月　日

本校　文化教養○○課程○○○○○○科○年の課程を修めたので卒業証書を授与する

年　月　日

あいち造形デザイン専門学校　校長　○ ○ ○ ○ 印

別紙第四号様式

割印

第　　号

校印

修　了　証　書

氏　　名
生　年　月　日

本校　文化教養○○課程○○○○○○科
○年を修了したことを証する

年　月　日

あいち造形デザイン専門学校　校長　○○○○ 印